

生食輸発1121第3号
平成28年11月21日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部
監視安全課輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成28年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(中国産ぜんまいのアセトクロール及びにらのメタラキシル及びメフェノキサム)

標記については、平成28年3月31日付け生食輸発0331第3号(最終改正:平成28年11月14日付け生食輸発1114第1号)に基づき実施しているところです。

今般、中国産ぜんまいについてアセトクロールに係る検査命令を解除したことから、平成28年度輸入食品監視指導計画に基づき、モニタリング検査の頻度を30%として対応することとし、同通知の別表第2に下記を追加します。

また、これまでの検査実績を踏まえ、別表第2から中国産にらのメタラキシル及びメフェノキサムの項を削除するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしくお願ひします。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目
平成28年11月21日	中国	ぜんまい及びその加工品(簡易な加工に限る。)	アセトクロール